

別添3 春日市情報資産分類の例示

情報資産の分類					情報資産の例示	
重要性	定義	機密性	完全性	可用性	校務系	学習系（公開系）
3	セキュリティ侵害が教職員又は児童生徒の生命、財産、プライバシー等へ重大な影響を及ぼす。	3	2 B	2 B	<ul style="list-style-type: none"> <li>○指導要録</li> <li>○教職員の人事情報</li> <li>○教職員・児童生徒の健康情報</li> <li>○教職員・児童生徒の個人情報</li> <li>○児童生徒の成績（評定）</li> <li>○児童生徒の指導（事故）報告・記録</li> <li>○特別支援学級通級の児童生徒に係る個別の計画等</li> </ul>	<div style="border: 1px solid red; padding: 5px; text-align: center;">                     新規クラウドストレージで管理                      （重要性3のデータは自動暗号化）                 </div>
	セキュリティ侵害が学校事務及び教育活動の実施に重大な影響を及ぼす。	2 B	2 B	2 B	<ul style="list-style-type: none"> <li>○教職員・児童生徒のシステム・端末等ログインID及びパスワード</li> <li>○定期考査等の試験問題</li> <li>○児童生徒の進路先</li> </ul>	
2	セキュリティ侵害が学校事務及び教育活動の実施に軽微な影響を及ぼす。	2 A	2 A	2 A	<ul style="list-style-type: none"> <li>○教職員研修関連資料</li> <li>○教職員が作成した論文等</li> <li>○教材研究資料（指導案等含む）</li> <li>○卒業アルバム（児童生徒写真含む）</li> <li>○児童生徒の活動記録（動画・写真）</li> <li>○児童生徒の名簿・出席簿</li> </ul>	
1	影響をほとんど及ぼさない。	1	1	1	<div style="border: 1px solid blue; padding: 5px; text-align: center;">                         Google ドライブ（既存）で管理                     </div>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●授業用教材（児童生徒配付用含む）</li> <li>●児童生徒の学習記録・成果物（確認テスト・ワークシート・作品等）</li> <li>●学校パンフレット・行事しおり</li> <li>●公開用の学習成果物・活動記録</li> </ul>

※ ○は教職員のみ、●は教職員及び児童生徒にアクセス権を付与する。

※ 校務系で管理するファイルは、当該校に勤務する教職員にのみアクセス権を付与するとともに、役職等に応じたアクセス権限設定や暗号化により、外部へのファイル持出しを制限する。

※ 学習系で管理するファイルは、原則市内各小中学校の教職員及び児童生徒が横断的に閲覧・参照できる権限を付与する。

分類		分類基準
機密性	3	情報資産のうち、秘密文書に相当する機密性を要する情報資産
	2 B	情報資産のうち、秘密文書に相当する機密性は要しないが、直ちに一般に公表することを前提としていない情報資産
	2 A	情報資産のうち、直ちに一般に公表することを前提としていないが、児童生徒が閲覧及び参照することを想定している情報資産
	1	上記以外の情報資産
完全性	2 B	情報資産のうち、改ざん、誤びゅう又は破損により、学校関係者の権利が侵害される又は学校事務及び教育活動の的確な遂行に支障（軽微なものを除く）を及ぼすおそれがある情報資産
	2 A	情報資産のうち、改ざん、誤びゅう又は破損により、学校関係者の権利が侵害される、又は学校事務の適確な遂行に軽微な支障を及ぼすおそれがある情報資産
	1	上記以外の情報資産
可用性	2 B	情報資産のうち、滅失、紛失又は当該情報資産が利用不可能であることにより、学校関係者の権利が侵害される、又は学校事務の安定的な遂行に支障（軽微なものを除く）を及ぼすおそれがある情報資産
	2 A	情報資産のうち、滅失、紛失又は当該情報資産が利用不可能であることにより、学校関係者の権利が侵害される、又は学校事務の安定的な遂行に軽微な支障を及ぼすおそれがある情報資産
	1	上記以外の情報資産